

2018

第32号

平成30年1月11日

発行者 南佐久環境衛生組合
編集組合 広報委員会
住所 南佐久郡佐久穂町大字宿岩306番地
TEL 0267-86-7710
印刷所 キクハラインク有限会社

南佐久環境衛生組合広報紙

くりーんらんど

「くりーんらんど」とは南佐久の広域が清潔、豊か、衛生的である思いを込めてネーミングされました。



小海町出身の新海誠監督の作品をラッピングした
町営バスが運行を開始しました。

目次

組織・汲取業務依頼先	2
議会報告	3
平成28年度決算	4 ~ 5
平成29年度当初予算	6
し尿処理や下水道についてのお願い	7 ~ 8

H28年に大ヒットした映画「君の名は。」をはじめ、計6作品のキービジュアルのラッピングが施されていて、子どもたちはこのバスに乗って、毎朝元気に登校しています。

一般会計の財務書類

南佐久環境衛生組合では、右ページの平成28年度会計決算の状況をみなさんにお知らせするとともに、この度、組合一般会計の財務書類4表を作成いたしました。

平成31年度までは、公共下水道事業特別会計分は企業会計に移行する準備期間により、この財務書類の作成は行わないため、一般会計の分のみの財務書類となっています。

一般会計は、現在処理施設等大きな施設を保有してございませんので、特に大きな固定資産等もなく、新しいごみ処理施設建設のために積み立てた基金が大きな資産となっています。

①貸借対照表（バランスシート）

資産		負債	
一般会計で保有している財産		将来世代が負担する金額	
1.公共資産		・借金をしてつくった施設などがないため、退職金などへの引当金です	
建物	1,095千円		39,791千円
2.投資など			
基金	96,511千円		
3.流動資産			
現金預金	1,978千円		
資産 計	99,584千円	純資産	59,793千円
		これまでの世代が負担した金額	
		負債 + 純資産	計99,584千円

②資金収支計算書

27年度末資金残高	2,445千円	27年度末純資産残高	64,235千円
業務活動収支	283千円	純行政コスト	△30,752千円
投資活動収支	△750千円	財源調達	26,310千円
28年度末資金残高	1,978千円	28年度末純資産残高	59,793千円

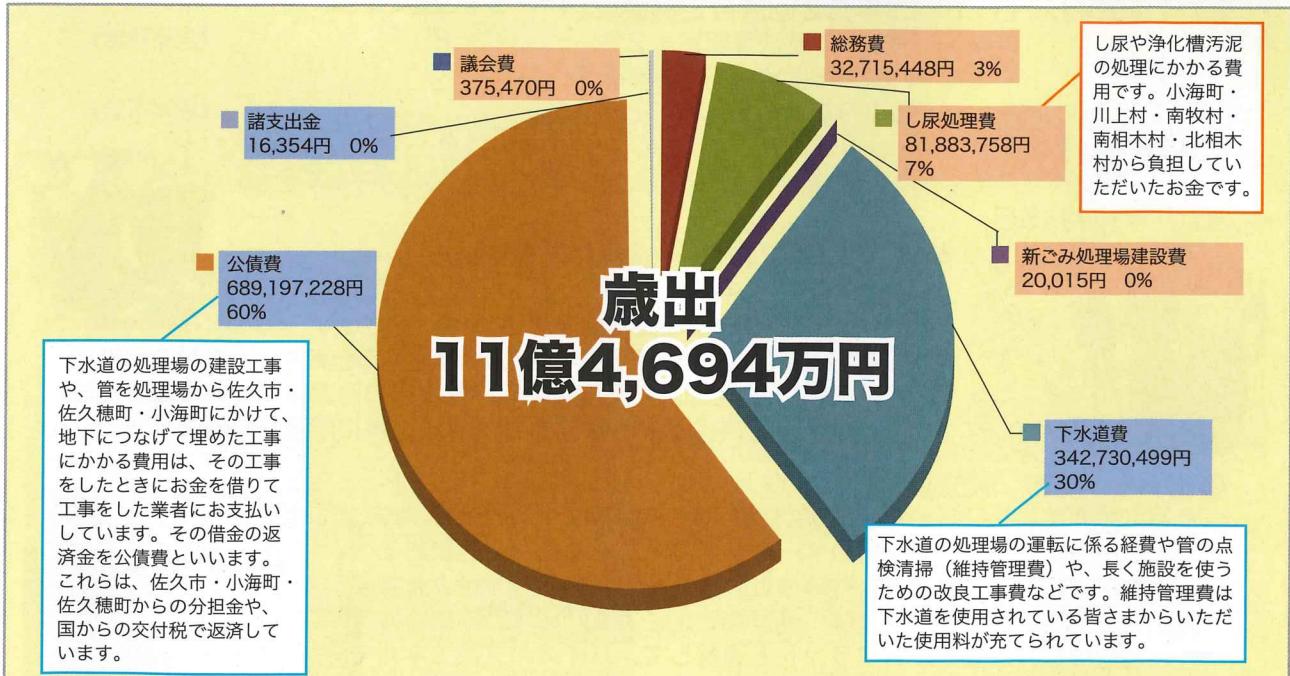
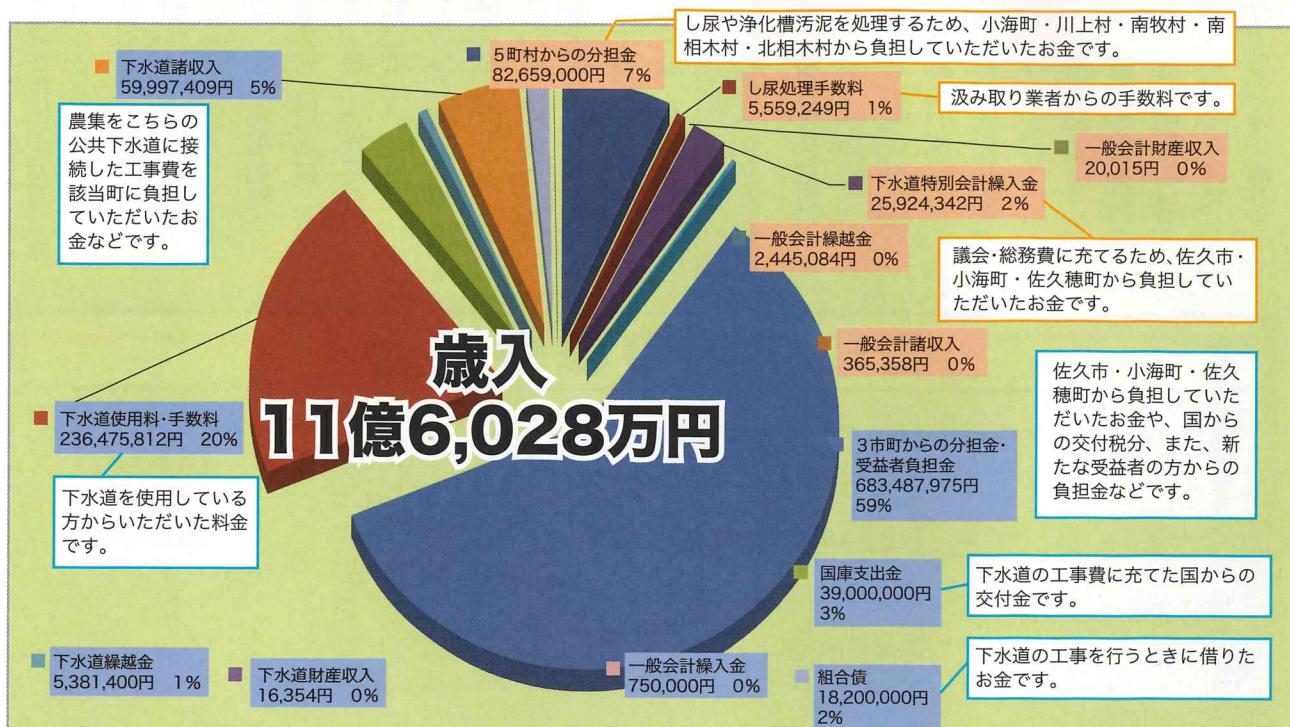
④行政コスト計算書

経常収益		経常費用	
し尿処理手数料	5,559千円	業務費用	117,380千円
5町村からの分担金	82,659千円	(人件費)	32,213千円
		(物件費(し尿処理経費など))	85,167千円
		移転費用	1,590千円
経常収益	88,218千円	— 経常費用	118,970千円
			△30,752千円

平成28年度 決算

(単位：円)

会計名	歳入決算額	歳出決算額	実質収支額
一般会計	116,973,048	114,994,691	1,978,357
公共下水道事業特別会計	1,043,308,950	1,031,944,081	11,364,869
組合合計	1,160,281,998	1,146,938,772	13,343,226



※なお、公営企業会計に該当する、南佐久環境衛生組合公共下水道事業特別会計は、構成3市町からの分担金（繰入金）によって資金不足が生じなかったため、資金不足比率は該当ありません。

衛生センター・下水道事務所からお願い

食用廃油(天ぷら油等)、調理くずなどは台所などに流さない

フライパンや天ぷらなべを洗うときは廃油を別容器に移し、一度紙などでふき取ってから洗いましょう。

調理くずなどは目の細かい「コーナー」に備えた紙袋などでうけ、流さないようにしましょう。



し尿等汲み取りくちの整理をしましょう

収集作業の支障になるので、汲み取りくちやその周辺に物を置かないなど整理をしましょう。また、冬期間は汲み取りくちの除雪をお願いします。



トイレにトイレットペーパー等以外の異物を捨てないでください

トイレットペーパー以外の異物(掃除後の雑巾、紙あおむつ、生理用品、タフシ、その他ビニール製品)などは、下水をつまりさせたり、処理場の処理の妨げになりますので絶対に流さないでください。



浄化槽は正しく使いましょう

- 排気口及び送気口はふさがないでください。
- 便器を清掃するときは強い洗剤等を使用しないでください。浄化作用を行っている微生物が死んでしまいます。
- 浄化槽の機能を低下させるような薬品類(殺虫剤・消毒薬)は使用しないでください。
- ばっつき方式浄化槽は、機械の運転を絶対に止めないでください。



浄化槽を使用されているみなさんへ!

浄化槽の清掃(汚泥引抜)は定期的に行いましょう!!

★浄化槽管理者(浄化槽の所有者、占有者等)は、原則として年1回の浄化槽の清掃(汚泥引抜)が義務付けられています。(浄化槽法第10条1項)

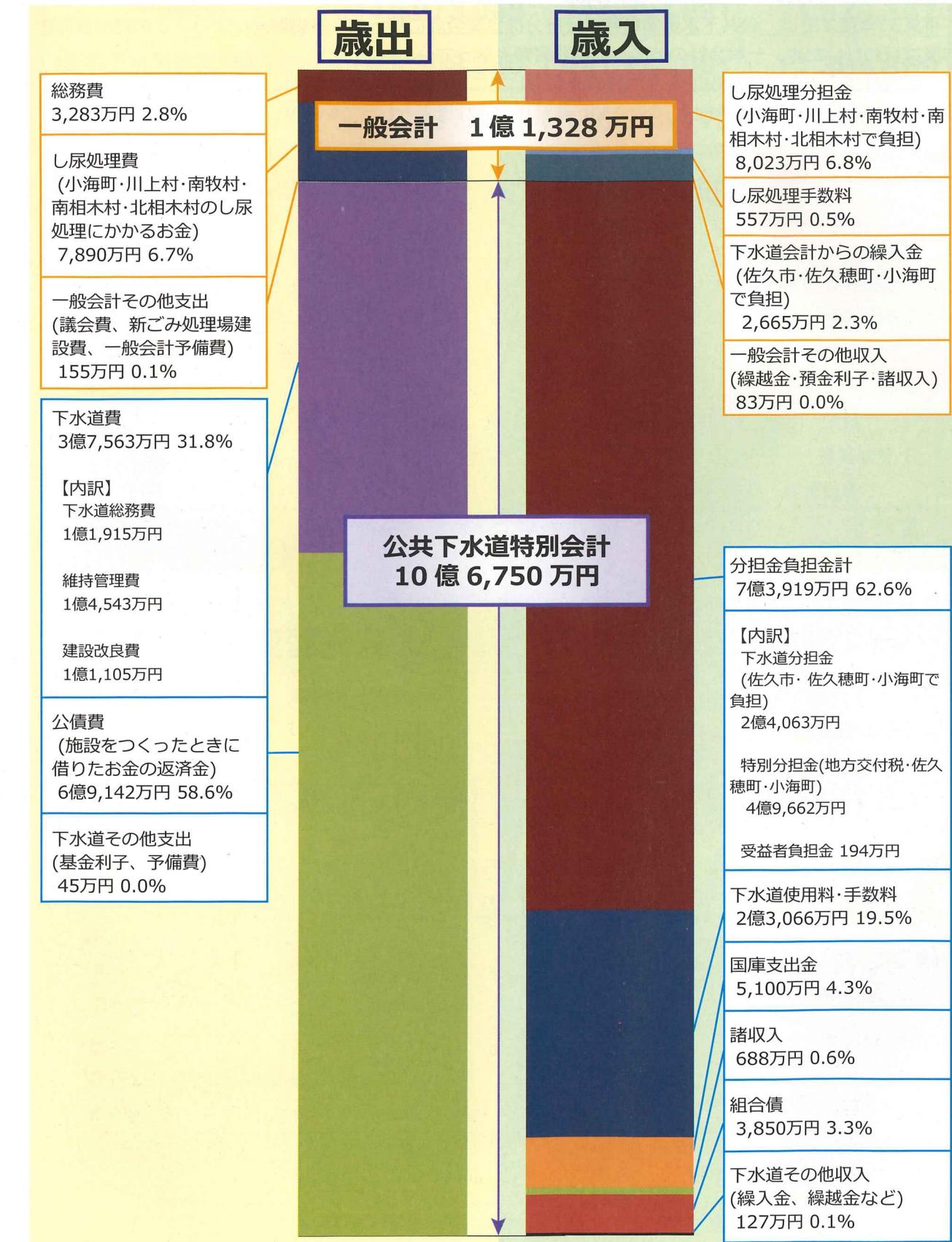
浄化槽の清掃(汚泥引抜)は、保守点検と並んで浄化槽の機能を常に維持するための大切な手段となります。清掃が遅れると汚泥が過剰に蓄積し、微生物の働きのバランスが崩れ、結果的に悪臭が発生したり放出水質が悪化したりといった環境問題に繋がります。

浄化槽の保守点検業者に清掃をすすめられた場合には、先延ばしせず行うようにしましょう。

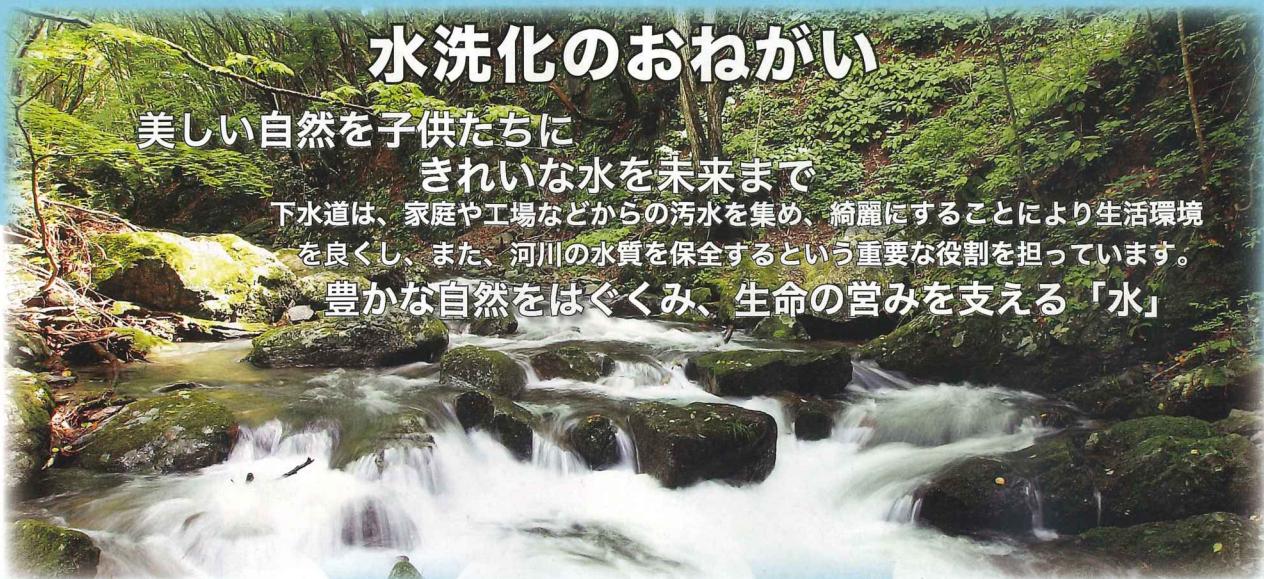


平成29年度の予算額

組合全体で11億8,078万円



公共下水道特別会計
10億6,750万円



環境改善と公衆衛生の向上にご協力を！

公共下水道が使用できるようになった区域では、3年以内に汲み取り便所は水洗トイレに、台所・風呂などからの汚水は、1年内に公共下水道に流すよう義務づけられています。整備された下水道も住民の皆さんのが積極的に活用していただけなければ、生活環境の改善・海川の水質保全という、下水道の効果も期待できません。未接続の方は、この機会に水洗化のご検討をお願いいたします。

Q. 水洗化をしたいけれどどうすればいいの？

A. まずは、お近くの「指定工事店」へご連絡をお願いします。

指定工事店がわからない場合は、当組合へご連絡下さい。

転入・転出・使用者変更をされる方はご連絡を！

●当組合の管理する下水道区域内で、転入・転出・使用者変更をされる場合には、各種お手続きをしていただく必要がありますので、速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。

納付方法や料金に関するご相談はお気軽に！

●下水道受益者負担金・下水道使用料は、健全な下水道事業を継続的に運営するため、その利益を受ける全ての皆さんが、公平に負担をしていただく必要のある大切な料金です。納め忘れはありませんか？

当組合では、便利で安全な口座振替を推奨しています。納入方法や料金に関するご相談はお気軽にお問合せください。

お問い合わせ先 ●下水道に関するご不明な点・ご相談等ありましたら、

南佐久環境衛生組合公共下水道事務所 {TEL86-7710}

までお問い合わせください。